令和８年（フ）第５９６号
千葉県松戸市小金原６丁目５番地２
破産者　株式会社リノベーションホールディングス
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６１９号
千葉県松戸市稔台２丁目56番地の５　ウィズハウス202号、前住所千葉県松戸市三矢小台２丁目15番地の２　テラス・パティオ１号
破産者　青木　晃子
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６２７号
千葉県松戸市松戸2306番地の19　ジュネパレス松戸第141Ｂ－202号
破産者　村山　貴志
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６４７号
千葉県柏市増尾７丁目12番９号　グランジュール増尾105号
破産者　藤本　浩人
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６５３号
千葉県流山市駒木1080番地の９　チェリーブラッサム306
破産者　阿部　智行
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６５８号
千葉県松戸市常盤平５丁目25番地の23
破産者　和泉　智之
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６６４号
千葉県松戸市平賀221番地
破産者　山本　悠紀
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１０６号
岐阜市鷺山東二丁目２番33号
破産者　有限会社ジーエスカトウ
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第４３５号
岐阜県美濃市長瀬1158番地２
破産者　株式会社広陽グラビア
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１３３０号
北海道江別市大麻中町26番地の18　大麻コーポ1112
破産者　福見千恵子
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１号
北海道旭川市七条通八丁目38番地50パルク７．８　１階
破産者　株式会社ランド
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２２号
秋田県北秋田市脇神字平崎上岱１番地11
破産者　有限会社アパレル技研
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

令和７年（フ）第２３号
秋田県北秋田市脇神字藤株囲ノ内57番地
破産者　共栄ソーイング有限会社
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

令和７年（フ）第２４号
秋田県北秋田市脇神字上太田表84番地１
破産者　有限会社ニューライフ秋田
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第２８号
千葉県香取市八筋川甲273番地
破産者　鈴木　優作
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

令和７年（フ）第２０１８号
横浜市戸塚区上矢部町1618番地
破産者　株式会社美雅アッシャー
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２１６８号
岐阜市長住町５丁目４番地10
破産者　株式会社ＭｉａＶｉｔａ
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５５３号
富山県南砺市高堀176番地１
破産者　丸福株式会社
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２２１号
神奈川県厚木市金田664番地
破産者　有限会社小峯製作所
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３３４号
東京都新宿区北新宿１丁目１番16号ＪＳビル602
破産者　株式会社ｉ－ｄｅａｒ
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第２０６号
名古屋市北区楠味鋺４丁目2245番地
破産者　株式会社オカダ住設
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１７号
名古屋市中区千代田５丁目15番22号　ＴＡＣ－1601号
破産者　ワイズブラザーズ株式会社
１　決定年月日　令和８年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部